

賃上げ促進支援金

従業員の基本給を月額3%以上
引き上げた中小事業者を対象に

1人あたり **3万円** (最大30万円)
を支給します

対象事業者

市内に事業所を有する中小事業者等
(中小企業、個人事業主、社会福祉法人、医療法人など)

対象従業員

申請時点で市内事業所に勤務する正規雇用労働者及び
週所定労働時間20時間以上の非正規雇用労働者

**支援対象
賃上げ率**

2025年1月1日～2026年12月31日に基本給を月額3%以上

申請受付期間

2026年7月1日～2027年1月31日 ※予算(6億円)がなくなり次第終了

支援金の額

支援対象賃上げ率を満たした市内在勤の
従業員1人につき3万円(1事業者10人まで)

申請方法

賃上げ促進支援金特設サイトから申し込み

**申請方法の
詳細は裏面**

一宮市賃上げ促進支援金特設サイト

検索



<https://138-chinage2026.com>

特設サイトに記載の応募要項、よくある質問をご確認の上申請ください。(郵送の場合の申請用紙もダウンロードできます)



一宮市賃上げ促進支援金事務局 TEL.0586-27-0154

一宮市栄四丁目6番8号 一宮商工会議所ビル1階 ICCショールーム内

[受付時間] 窓口10:00～17:00 / 電話9:00～17:00 ※土日祝、8/12～14、12/28～2027/1/3は除く

※一宮市賃上げ促進支援金事務局は、株式会社アイ・シー・シーが受託運営しております。

申請方法



インターネットからの申請 (審査期間が短く済みます)

特設サイトの申請フォームに入力 <https://138-chinage2026.com>



特設サイトに必要書類(ページ下部に記載)をアップロード

申請完了 [支払いまで**5週間**の予定][※]



郵送による申請

申請用紙を入手

一宮市賃上げ促進支援金特設サイトからダウンロードいただくか、
一宮市賃上げ促進支援金事務局へお電話でご請求ください。

申請用紙に記入

申請用紙と必要書類を下記へ郵送

紙申請は12月28日(月)まで [消印有効]

送付先

〒491-0858 一宮市栄四丁目6番8号一宮商工会議所ビル
[株式会社アイ・シー・シー内 一宮市賃上げ促進支援金事務局] 宛

申請完了 [支払いまで**7週間**の予定][※]

[※]事務局による審査があります。申請内容確認のため、事務局よりご連絡する場合がございます。

必要書類

- ①賃上げ前後の対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ②賃金台帳の写し(賃上げ月分及びその前月分賃金を比較できるもの)
- ③支援金振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等)が分かる預金通帳の写し等

[※]支援金の補助対象が判別できない場合は追加でご提出いただく可能性があります。